平成２１年（フ）第１１２７号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目18番28号　アラモード旭ケ丘306
債務者　三浦　智子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３９号
仙台市太白区茂庭字大沢38番地の３
債務者　根本　君人
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４０号
宮城県名取市本郷字大門96番地の３
債務者　頴川　正樹
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６０号
仙台市太白区門前町10番１―310号
債務者　佐々木礼子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７４号
仙台市泉区南光台南２丁目13番16号
債務者　高橋　久志
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９０７号
神戸市長田区若松町11丁目５番17―313号
債務者　伊藤　千尋
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９２４号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番４―602号
債務者　森　　康幸
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９６０号
神戸市西区玉津町小山561番地沼田ハイツ102号、前住所神戸市長田区川西通２丁目３番地
債務者　三好　忠信
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９６９号
神戸市長田区長田天神町５丁目６番９号
債務者　森　　司
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０２７号
神戸市須磨区北落合１丁目１番310―102号
債務者　千葉　年男
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０３６号
神戸市垂水区西舞子１丁目５番２―103号
債務者　澁谷　広宣
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０９５号
神戸市北区大原３丁目11番地の15
債務者　山下　廣子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１０３号
神戸市垂水区名谷町北野1936―４―202号、住民票上の住所神戸市垂水区西脇２丁目５番５―412号
債務者　水谷　千津
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１１０号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番411―302号
債務者　髙松　弘明
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１１１号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番411―302号
債務者　髙松　頼子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１１３号
兵庫県三木市志染町東自由が丘１丁目821―２階植田数馬方、住民票上の住所兵庫県三木市別所町朝日ケ丘963番地の33　市営朝日ケ丘南団地１号棟701号
債務者　植田　美鈴
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６３４号
兵庫県尼崎市食満７丁目19番３号アートプラザ下食満302
債務者　三好由美子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係